

市立根室病院医療事故等公表基準

1. 医療事故公表の意義

市立根室病院には、医療従事者として医療における安全管理を追求していくため、自ら医療事故を公表する責務がある。医療事故の事実と対応策を公表することは、医療の透明性を高め、市民からの信頼を得るとともに、他の医療機関への情報提供にもなり、医療の安全管理に資することとなる。ここで重要なことは、患者様や市民には事故の原因とその背景となった問題点を明らかにするだけでなく、事故に対しどのような対策が施され、その結果何が改善されたかを知る権利があるということである。それに応じて事故防止をはかることが最大の目的でもある。

2. 医療事故のレベル

医療事故の発生により生じた影響の大きさに応じて、そのレベルを以下のとおり設定する。

レベル 1	<ul style="list-style-type: none">・ 事故を原因として、生活にほとんど影響しない軽度な後遺症が残った場合・ 事故により、当初必要でなかった治療や処置が新たに必要となり、入院日数又は外来通院の増加が必要になった場合
レベル 2	<ul style="list-style-type: none">・ 事故を原因として、一時的に生命徴候（バイタルサイン）に重大な影響を与え、治療を要したが、回復した場合や生活に影響する中等度の後遺症が残った場合
レベル 3	<ul style="list-style-type: none">・ 事故を原因として、生活に影響する高度の後遺症が残った場合及び患者様の治療経過に重大な影響を与えた場合
レベル 4	<ul style="list-style-type: none">・ 事故により、死亡した場合

3. 公表基準

院長は、次のいずれかに該当する医療事故が発生した場合、これを公表する。

- (1) 上表レベル3～4に相当する過失のある医療事故は、原則公表する。
- (2) 上記レベル1～2に相当する過失のある医療事故は、包括的に公表する。

なお、過失のない医療事故または医療行為以外の事故であっても、社会的影響を考慮のうえ、必要があればこれを公表する。

4. 公表の判断基準

公表の対象となる判断基準は次の各項のとおりである。

なお、医療事故等の公表にあたっては、社会的要因（公益性）と個人の権利・利益の保護との両方を十分考慮しなければならない。ここでいう社会的要因とは、医療事故防止に有効な情報や社会に大きな影響を与える可能性がある医療事故等を医療従事者として公表する責務及び市立病院の医療の透明性が確保されている状態をいう。個人の権利・利益の保護とは、医療事故に関わった患者様の事故に係る「知る権利」と、個人に関わる「プライバシーの保護」が保証されることをいう。

- (1) 何らかの過失がある医療事故例は、事故の経緯、今後の対応及び改善状況等を明らかにすべきで、公表の対象となる。
 なお、集団院内感染事例もこの対象である。
- (2) 予想されていなかった薬剤による重大な副作用や機器・器具そのものの欠陥による重大な事故などで、その原因が明らかな場合、当院において医療的基準に反した過失がなくても、公表することにより今後の医療に寄与することが明らかな事例は、公表の対象とする。
 この場合、十分な審議を経て、患者様・ご家族の同意の有無にかかわらず公表しなければならないことがある。ただし、個人情報とは十分保護されなければならない。
- (3) 薬剤の大量盗難や放射性物質の紛失・流出など、医療行為以外で発生した事故で、社会的に重大な影響を与える事例は公表の対象となる。
- (4) 薬剤や医療機器による既知の副作用や合併症は、従前に十分なインフォームド・コンセントが得られていれば、公表の対象とならない。
- (5) ヒヤリ・ハット事例は、事例に係る情報を蓄積し、医療事故防止対策の重要な資料として活用しており、情報収集を円滑に行う観点から公表の対象としない。

事例 レベル	過失のある事故 (過誤)	過失のない事故		医療行為以外 の事故
		合併症等	その他	
4	原則公表	公表せず。	社会的影響を考慮し公表	社会的影響を考慮し公表
3				
2	包括的公表			
1				

5. 公表すべき主な内容

原則として、次の項目について公表するものとする。

- (1) 発生した事実：日時、場所、状況、原因
- (2) 当該関係者に関する情報：所属、専門分野、経験年数、学会専門医／認定医等
- (3) 今後の対策と改善状況
- (4) その他、必要と思われる内容

6. 公表の方法

- (1) 公表が必要であると判断された場合、院長は、報道機関へ資料提供を行うとともに、ホームページへ情報を掲載するものとする。
- (2) 院長は、毎年1回、公表基準に基づき包括的に公表する医療事故の概要や対応策を取りまとめて、公表するものとする。
なお公表の方法については、前項による。

7. 患者様及び家族への配慮

- (1) 公表にあたっては、事前に患者様及びご家族等に十分説明を行い、原則として書面により同意を得る。
- (2) 公表する内容から、患者様や職員が特定、識別されないよう十分配慮する。

8. 病院の責務

- (1) 医療事故にかかる責務は、病院が負う。ただし、個人の故意または重大な過失による医療過誤を除く。
- (2) 医療事故防止のための業務改善に向けた組織的な取組を行うものとする。

9. その他考慮されるべき重要事項

公表は、患者様またはそのご家族の意志を最大限に尊重し、かつ個人情報の保護をはかり、社会に対する説明責任との比較衡量のうえ行わなければならない。また、患者様の社会的背景を考慮し、個人が特定されないよう十分に配慮するものとする。